

○金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付要綱

平成30年6月1日

告示第76号

(趣旨)

第1 この要綱は、金ケ崎町内における少子化及び人口減少対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で住居費等の一部を助成することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助対象世帯 令和6年度に金ケ崎町結婚新生活支援事業による補助金を受給した世帯であって、その受給額が、金ケ崎町が令和6年度に補助上限額として定めた額に達しなかった夫婦をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に町内に住宅を購入又は賃借して居住する際に要した費用のうち、当該住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当に相当する分を除く。）をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機として住宅の機能の維持、又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等にかかる工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用については対象外とする。
- (5) 引越費用 婚姻を機とした町内への引越しに際し、引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った引越しに要した費用をいう。
- (6) 貸与型奨学金 学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- (7) 町税等 町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料及び学校給食費をいう。

(補助金の交付対象世帯)

第3 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当する新婚世帯

ア 前年の合計所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号の合計所得金額をいう。以下同じ。)が500万円未満である新婚世帯

イ 前年の合計所得金額が500万円以上の新婚世帯のうち、貸与型奨学金の返済がある場合であって、新婚世帯の合計所得金額又は所得見込額から貸与型奨学金に係る年間返済額を控除して得た額が500万円未満である新婚世帯

(2) 婚姻届を提出し、受理された日における年齢が夫婦共に39歳以下の新婚世帯

(3) 町内に住所を有する者のみの新婚世帯。ただし、第9に規定する認定申請をする日においては、夫婦の双方又は一方が住居費の対象となる町内の住居に住所を有する新婚世帯

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けている者のいない新婚世帯

(5) 補助金の交付を申請する日において町税等を滞納している者のいない新婚世帯

(6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある者のいない新婚世帯

(7) 岩手県が指定するセミナーを夫婦のいずれもが受講している新婚世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、補助金の交付を受けることができる。

(1) 継続補助対象世帯で、前項第3号、第4号及び第5号のいずれにも該当する世帯

(2) 第10に規定する交付対象世帯の認定を受けた世帯で、前項第3号、第4号、第5号及び第6号のいずれにも該当する世帯

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費の算定期間)

第5 補助対象経費の算定対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

（2） 夫婦の所得を証明できる書類

（3） 住居費における購入の場合は、住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び領収書の写し

（4） 住居費における賃借の場合は、賃貸借契約書の写し、領収書の写し及び住宅手当支給証明書（様式第2号）

（5） 引越費用の場合は、引越費用の領収書の写し

（6） リフォーム費用の場合は、工事請負契約書の写し及び領収書の写し

（7） 第3の（1）のイに該当する場合は、貸与型奨学金に係る年間返済額の分かるもの

（8） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定の通知）

第7 町長は、第6の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は金ケ崎町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第8 申請者は、第7第2項の規定による交付決定通知を受けた場合、速やかに金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の認定申請）

第9 第2第1号に規定する新婚世帯で、令和8年3月31日までに第4に規定する補助対象経費の支出がなく、交付申請をすることができない場合、あらかじめ町長から交付対象世帯の認定を受けることにより、当該年度の翌年度において、交付申請をすることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯認定申請書（様式第6号）に、第6第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる書類を添え

て、町長に提出しなければならない。

（補助金の認定決定の通知）

第 10 町長は、第 9 の規定による認定申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯認定決定通知書（様式第 7 号）又は金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯不認定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（報告等）

第 11 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

（補則）

第 12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（平成 31 年 3 月 28 日告示第 38 号）抄
平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（令和 2 年 3 月 31 日告示第 100 号）抄
令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（令和 3 年 3 月 19 日告示第 54 号）抄
令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（令和 4 年 2 月 25 日告示第 11 号）抄
令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（令和 5 年 2 月 22 日告示 16 号）抄
令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（令和 7 年 4 月 1 日告示 41 号）抄
令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 関係）

補助対象世帯	補助対象経費	補助金の額
婚姻日において夫婦共に 29 歳	(1) 住居費、リフォ	60 万円を上限とする。

以下である新婚世帯	ーム費用及び引越費用	
	(2) 婚姻を機に始める新生活に必要な経費	(1) の対象経費に上乗せして定額 10 万円
婚姻日において 30 歳以上 39 歳以下の者が含まれる新婚世帯	住居費、リフォーム費用及び引越費用	30 万円を上限とする。
第 3 第 2 各号に規定する世帯	住居費、リフォーム費用及び引越費用	令和 6 年度の上限額から令和 6 年度に受給した額を差し引いた額を上限とする。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名
電話番号

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付申請書

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		(年齢)	(歳)
			就労の有無	有 ・ 無
配偶者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		(年齢)	(歳)
			就労の有無	有 ・ 無
婚姻届日		年 月 日		
所得		(夫)	円 (妻)	円 (合計) 円
貸与型奨学金返済額		(夫)	円 (妻)	円 (合計) 円
補助申請額 ※千円未満切り捨て			円	
申請内訳	□住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額 (A)	円	
	□住居費 (賃貸)	家賃	① 家 賃 月額 円	
			② 住宅手当等 月額 円	
		実質家賃 (①－②) 円× か月 円		

申請内訳		その他	円	
		小計（B）	円	
	□リフォーム費用	契約締結日	年 月 日	
		契約金額（C）	円	
	□引越費用	引越しをした日	年 月 日	
		費用（D）	円	
	□婚姻を機に始める 新生活に必要な経費		□ 婚姻日における年齢が夫婦ともに 29 歳以下 定額（E）	100,000 円
	合計（F）＝（A）＋（B）＋（C）＋（D）＋（E）			円
同意及び確認	申請者	☐ 私は、本申請書に記載されている内容を確認するため、住民基本台帳及び税務関係情報について、町が閲覧することに同意します。 ☐ 私は、過去にこの補助金を受けたことはありません。 ☐ 私は、公的制度による家賃補助を受けていません。 氏 名 _____		
	配偶者	☐ 私は、本申請書に記載されている内容を確認するため、住民基本台帳及び税務関係情報について、町が閲覧することに同意します。 ☐ 私は、過去にこの補助金を受けたことはありません。 ☐ 私は、公的制度による家賃補助を受けていません。 氏 名 _____		

様式第2号（第6関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

☐ 支給している。		☐ 支給していない。
年 月現在		
住宅手当 月額	円	

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、いずれかに☒をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は認印を押印してください。

様式第3号（第7関係）

金ケ崎町指令 号
年 月 日

様

金ケ崎町長 印

金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました金ケ崎町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金の交付条件等

虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、町長の請求に応じ当該補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第4号（第7関係）

第 号
年 月 日

様

金ケ崎町長 印

金ケ崎町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました金ケ崎町結婚新生活支援補助金について、下記の理由から交付をしないことと決定しましたので、通知します。

記

1 理由

様式第 5 号（第 8 関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

請求者 住所
氏名 印
電話番号

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金請求書

年 月 日付け金ヶ崎町指令第 号で通知のありました、金ヶ崎町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 振込先口座

金融機関・支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

注意事項

- 1 請求者は、補助金の交付決定を受けている者とし、口座名義は、請求者氏名と一致すること。
- 2 振込先口座が確認できるものの写しを添付すること。

様式第 6 号（第 9 関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名
電話番号

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯認定申請書

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯の認定を受けたいので、金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付要綱第 9 の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		(年齢)	(歳)
			就労の有無	有 ・ 無
	住 所			
配偶者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		(年齢)	(歳)
			就労の有無	有 ・ 無
	住 所			
婚 姻 届 受 理 日		年 月 日		
所 得		(夫)	円 (妻)	円 (合計) 円
貸与型奨学金返済額		(夫)	円 (妻)	円 (合計) 円
同意及び確認	申請者	☐ 私は、本申請書に記載されている内容を確認するため、住民基本台帳及び 税務関係情報について、町が閲覧することに同意します。		
		☐ 私は、過去にこの補助金を受けたことはありません。 ☐ 私は、公的制度による家賃補助を受けていません。		
		氏 名 _____		

	配偶者	☐ 私は、本申請書に記載されている内容を確認するため、住民基本台帳及び 税務関係情報について、町が閲覧することに同意します。 ☐ 私は、過去にこの補助金を受けたことはありません。 ☐ 私は、公的制度による家賃補助を受けていません。 氏 名 _____
添付書類		☐ 婚姻受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ☐ 夫婦の所得が証明できる書類 ☐ (貸与型奨学金の返済をしている場合) 年間返済額が分かるもの ☐ その他 ()

注意事項 添付書類欄の該当するものに☑をつけてください。

様式第 7 号（第10関係）

金ケ崎町指令 号
年 月 日

様

金ケ崎町長 印

金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯認定通知書

年 月 日付けで申請のありました金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯
認定申請について、交付対象世帯であることを認定しましたので、通知します。

なお、本決定は決定日が属する年度の翌年度に限り、補助金の交付申請を提出することが
できるものであり、補助金の交付を受けようとする場合、あらためて交付申請書類を提
出する必要があることに留意願います。

様式第 8 号（第 10 関係）

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長 印

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯不認定通知書

年 月 日付けで申請のありました金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付対象世帯
認定申請について、下記の理由により不認定としましたので、通知します。

記

1 理由